

昭和三十五年通商産業省令第九十七号

電気工事士法施行規則

電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第三条、第四条第二項第二号および第三号ならびに電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第三条、第九条第二項、第十条第一項第一号および第十一号の規定に基づき、ならびに同法および同令を実施するため、電気工事士法施行規則を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号。以下「法」という。）および電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（家用電気工作物から除かれる電気工作物）

第一条の二 法第二条第二項の経済産業省令で定める家用電気工作物は、発電所、蓄電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備、送電線路（発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。）及び保安通信設備とする。

（軽微な作業）

第二条 法第三条第一項の家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業（電気さく（定格一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものを除く。）

ロ がいしに電線（電気さく）の電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業

ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業

ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業

ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）

ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業

ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業

チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業

又 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業

ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を家用電気工作物（家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

二 第一種電気工事士が従事する前号イからラまでに掲げる作業を補助する作業

2 法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 前項第一号イからラまで及びワに掲げる作業

ロ 接地線を一般用電気工作物等（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

（特殊電気工事）

第二条の二 法第三条第三項の家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの、次のとおりとする。

一 ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「ネオン工事」という。）

二 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「非常用予備発電装置工事」という。）

2 法第三条第三項の家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、特種電気工事資格者が従事する特殊電気工事の作業を補助する作業とする。

（簡易電気工事）

第二条の三 法第三条第四項の家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なものは、電圧六百ボルト以下で使用する家用電気工作物に係る電気工事（電線路に係るものを除く。）とする。

科目	内容	時間数
電気に関する基礎理論	一 電流、電圧、電力及び電気抵抗 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎概念 四 電気回路の計算	百
配電理論及び配線設計	一 配電方式 二 引込線 三 配線	三十
電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具	一 電気機器及び配線器具の構造及び性能 二 電気工事に用いる材料の材質及び用途 三 電気工事に用いる工具の用途	九十
電気工事の施工方法	一 配線工事の方法 二 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 三 コード及びケーブルの取付方法 四 接地工事の方法	七十
一般用電気工作物等の検査方法	一 点検の方法 二 導通試験の方法 三 絶縁抵抗測定の方法 四 接地抵抗測定の方法 五 試験用器具の性能及び使用方法	十五
配線図	配線図の表示事項及び表示方法	五十
一般用電気工作物等の保安に関する法令	一 法、令及びこの省令 二 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号） 三 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）	五十
実習	一 電線の接続 二 配線工事 三 電気機器及び配線器具の設置 四 電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具の使用法 五 コード及びケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定	五百七

（実務の経験）

第二条の四 法第四条第三項第一号の経済産業省令で定める電気に関する工事は、電気に関する工事のうち、令第一条に定める軽微な工事、第二条の二に定める特殊電気工事、電圧五万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信設備に係る工事以外のものとする。

2 法第四条第三項第一号の経済産業省令で定める実務の経験は、三年以上の従事とする。

（第一種電気工事士の認定の基準）

第二条の五 法第四条第三項第二号の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状若しくは同項第三号の第三種電気主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」と総称する。）の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者資格検定期則（昭和七年通信省令第五十四号）により電気事業主任技術者の資格を有する者（以下単に「電気事業主任技術者」という。）であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となつた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に五年以上従事していたもの

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの

（第二種電気工事士の認定の基準）

第三条 法第四条第四項第二号の経済産業省令で定める第一種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程は、次の表のとおりとする。

八 一般用電気工作物等の検査
九 一般用電気工作物等の故障箇所の修理

(養成施設の指定の申請)
第三条の二 法第四条第四項第二号に規定する養成施設(次条において「養成施設」という。)の指定を受けようとする者は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請は、その申請に係る当該養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部長(産業保安監督部の支部長及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。次条第三項において同じ。)を経由してしなければならない。ただし、当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。次条第三項において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により行う場合は、この限りでない。
 (養成施設の変更及び廃止の届出)

第三条の三 法第四条第四項第二号の指定を受けた者(以下この条において「養成施設設置者」という。)は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第一の二による届出書一通及びその写し一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 養成施設設置者の氏名若しくは名称又は住所
- 二 養成施設の名称又は所在地
- 三 養成施設の長の氏名
- 四 養成期間
- 五 生徒の定員
- 六 養成施設で実施する科目又は時間数
- 七 養成施設の教員

2 養成施設設置者は、養成施設を廃止したときは、様式第一の三による届出書一通及びその写し一通を経済産業大臣に提出しなければならない。
 3 前二項の届出は、当該届出に係る当該養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由してしなければならない。ただし、当該届出を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行う場合は、この限りでない。

(第二種電気工事士の認定の基準)

第四条 法第四条第四項第三号の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。

- 一 旧電気工事技術者検定規則(昭和三十四年通商産業省告示第三百二十九号)による検定に合格した者
 - 二 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)による職業訓練指導員免許(職種が電工であるものに限る。)を受けている者のうち、同法第二十二條第三項第一号に該当する者又は同項第三号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に一年以上従事していたもの
 - 三 旧電気工事人取締規則(昭和十年通信省令第三十一号)による免許を受けた者であつて、昭和二十五年一月一日以降屋内配線又は屋側配線の業務に十年以上従事していたもの
 - 四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの
- (特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準)
第四条の二 法第四条の二第三項の認定は、次の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に依りて、それぞれ同表の下欄の各号のいずれかに該当する者について行う。

特殊電気工事認定の基準	事の種類
ネオン工事	一 電気工事士であつて、電気工事士免状(以下「免状」という。)の交付を受けた後、一般用電気工作物等又は電気事業法第三十八條第四項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主閉閉器(電源側の電線との接続部分を除く)、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習(以下「ネオン工事資格者認定講習」という。)の課程を修了した者
非常用予備発電装置工事	一 電気工事士であつて、免状の交付を受けた後、電気工作物に係る工事のうち非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤(他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。)及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習(以下「非常用予備発電装置工事資格者認定講習」という。)の課程を修了した者
二 経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格した者	

2 法第四条の二第四項の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。

- 一 第一種電気工事士試験に合格した者
- 二 第二種電気工事士であつて、第二種電気工事士免状の交付を受けた後、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に関し三年以上の実務の経験を有し、又は経済産業大臣が定める簡易電気工事に関する講習(以下「認定電気工事従事者認定講習」という。)の課程を修了したもの
- 三 電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気事業主任技術者であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となつた後、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関し三年以上の実務の経験を有し、又は認定電気工事従事者認定講習の課程を修了したもの

四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者
(電気工事士の認定の手続)

第五条 法第四条第三項第二号の認定を受けようとする者は、様式第一の四による申請書に第二条の五各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第四条第四項第三号の認定を受けようとする者は、様式第一の四による申請書に第四条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

(特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の手続)

第五条の二 法第四条の二第三項の認定を受けようとする者は、様式第一の五による申請書に第四条の二第一項の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄の各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。

2 法第四条の二第四項の認定を受けようとする者は、様式第一の五による申請書に第四条の二第二項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。

(免状の交付の申請)

第六条 免状の交付を受けようとする者は、様式第二による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては法第四条第三項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の一に該当することを証明する書類及び写真を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第四条第三項第一号又は同条第四項第一号若しくは第二号に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県知事

二 都道府県知事は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十五第一項の規定により免状の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の交付を受けようとする者に対し、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類(以下「住民票の写し等」という。)(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。)を提出させることができる。

(免状の様式)

第七条 第一種電気工事士免状の様式第三に、第二種電気工事士免状の様式第三の二によるものとする。

(免状の再交付の申請)

第八条 令第四条第一項の免状の再交付を申請しようとする者は、様式第四による申請書に写真を添えて提出しなければならない。

(免状の書換えの申請)

第九条 令第五条の規定により免状の書換えを申請しようとする者は、様式第五による申請書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により免状の書換えを申請しようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の書換えを申請しようとする者に対し、記載事項の変更を証明する書類を提出させることができる。

(認定証の交付の申請)

第九条の二 法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証(以下「認定証」という。)の交付を受けようとする者は、様式第五の二による申請書に、特種電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第三項に、認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第四項に規定することを証明する書類及び写真を添えて、当該認定証の交付を受けようとする者の住所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

2 産業保安監督部長は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により認定証の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、認定証の交付を受けようとする者に対し、住民票の写し等(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。)を提出させることができる。

(認定証の記載事項)

第九条の三 認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 認定証の種類(特種電気工事資格者認定証にあつては、第二条の二第一項各号に掲げる特殊電気工事の種類を含む。第十四条第一項第一号において同じ。)

二 認定証の交付番号及び交付年月日

三 氏名及び生年月日

(認定証の再交付)

第九条の四 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、当該認定証を交付した産業保安監督部長にその再交付を申請することができる。この場合に

おいて、当該特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、様式第五の三による申請書に写真を添えて、当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

2 認定証を汚し、又は損じて前項の申請をするときは、申請書に当該認定証を添えて提出しなければならない。

3 認定証を失つてその再交付を受けた者は、失つた認定証を発見したときは、遅滞なく、認定証の再交付を受けた産業保安監督部長にこれを提出しなければならない。

(認定証の書換え)

第九条の五 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証の記載事項に変更を生じたときは、様式第五の四による申請書に書換えの理由を証明する書類及び認定証を添えて、当該認定証を交付した産業保安監督部長にその書換えを申請しなければならない。

2 産業保安監督部長は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により認定証の書換えの申請をしようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、認定証の書換えをしようとする者に対し、書換えの理由を証明する書類を提出させることができる。

(認定証の返納)

第九条の六 法第四条の二第六項の規定により認定証の返納を命ぜられた者は、遅滞なく、返納を命じた産業保安監督部長にこれを返納しなければならない。

2 産業保安監督部長は、法第四条の二第六項の規定により特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者に対し認定証の返納を命じたときは、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、その旨を同項の産業保安監督部長以外の産業保安監督部長に通知しなければならない。

(認定証の様式)

第九条の七 特種電気工事資格者認定証は様式第五の五に、認定電気工事従事者認定証は様式第五の六によるものとする。

第九条の八 法第四条の三の経済産業省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一 海外出張をしたこと。

二 疾病にかかり、又は負傷したこと。

三 災害に遭つたこと。

四 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。

五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。

六 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣がやむを得ないと認める事由があつたこと。

(指定の申請)

第九条の九 法第四条の三の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(申請書及び添付書類)

第九条の十 前条の申請は、様式第五の七による申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定を受けようとする日の四月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの（法第四条の三の指定を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準ずるもの）

三 申請の日を含む事業年度における事業計画書

四 法第四条の三の指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書

五 役員の名簿及び経歴を記載した書類

六 法第四条の三の指定後五年間の同条の自家用電気工作物の保安に関する講習（以下「定期講習」という。）に係る業務（以下「定期講習業務」という。）の実施に関する計画書

七 次条第一項第一号イ及びロに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八 定期講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類（指定の基準）

第九条の十一 経済産業大臣は、第九条の九の申請を行った者が次の各号に適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 第九条の二十一の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ロ その業務を行う役員のうち法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

二 職員、設備、定期講習業務の実施の方法その他の事項についての定期講習業務の実施に関する計画が、定期講習業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の定期講習業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四 法人であること。

五 定期講習業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて定期講習業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 指定は、指定講習機関指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 指定年月日及び指定番号

二 指定を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地

3 経済産業大臣は、法第四条の三の指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 経済産業大臣は、指定講習機関が行う講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるとき、又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該指定講習機関に対し、定期講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(定期講習業務規程)

第九条の十六 指定講習機関は、定期講習業務に関する規程（以下「定期講習業務規程」という。）を定め、様式第五の十一による届出書に当該届出に係る定期講習業務規程を添えて、当該業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、様式第五の十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 定期講習業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めておかなければならない。
 - 一 定期講習の申込方法、実施場所、実施体制その他定期講習の実施の方法に関する事項
 - 二 定期講習の受講手数料及び収納の方法に関する事項
 - 三 不正受講の防止及び不正受講者の処分に関する事項
 - 四 科目別担当講師の選任及び解任に関する事項
 - 五 定期講習業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - 六 定期講習業務の内容に係る訂正に関する事項
 - 七 その他定期講習業務の実施に関し必要な事項
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による定期講習業務規程が定期講習業務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないと認めるときは、指定講習機関に対し、定期講習業務規程を変更すべきことを勧告することができる。

(指定事業の廃止)

第九条の十七 指定講習機関は、指定事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一年前までに、様式第五の十三による届出書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(定期講習の実施計画)

第九条の十八 指定講習機関は、毎事業年度開始前に（法第四条の三の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の定期講習の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、様式第五の十四による届出書に当該届出に係る実施計画を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 実施計画においては、定期講習の日程、募集人員、実施場所、科目別時間数、定期講習業務の実施に係る収支計画その他定期講習の実施に関し必要な事項を定める。

(定期講習受講者等の報告)

第九条の十九 指定講習機関は、事業年度経過後遅滞なく、様式第五の十五の定期講習結果報告書に、受講者の氏名、生年月日及び第一種電気工事士免状の免状番号並びに講習修了の年月日を記載した受講者一覧表を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した定期講習業務に関し、次の事項について経済産業大臣に報告しなければならない。
 - 一 定期講習の実施の日時、場所、受講者数並びに科目別担当講師の氏名及び略歴
 - 二 定期講習に用いた教材等
 - 三 定期講習業務の実施に係る収支決算
 - 四 その他必要な事項

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九条の二十 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 定期講習受講者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(指定事業の取消し等)

第九条の二十一 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条の十一第一項第一号に適合しなくなつたとき。
- 二 第九条の十一第三項、第九条の十五第四項又は第九条の十六第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。

- 三 第九条の十二、第九条の十四第二項、第九条の十六第一項、第九条の十七又は第九条の十八第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第九条の十九第一項、第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第九条の二十第一項の規定に違反したとき。
- 六 正当な理由がないのに第九条の二十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 七 第九条の二十三第二項の規定による公示を行わなかつたとき。
- 八 不正の手段により法第四条の三の指定を受けたとき。

(報告の徴収)

第九条の二十二 経済産業大臣は、定期講習の実施に必要な限度において、指定講習機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(公示等)

第九条の二十三 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。

法第四条の三の指定をしたとき。

第九条の十二の規定による届出があつたとき。	一 指定年月日
	二 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
	三 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地

第九条の十四第二項の規定による届出があつたとき。	一 変更年月日
	二 指定講習機関の名称及び住所
	三 変更する事項

第九条の十七の規定による届出があつたとき。	一 指定講習機関の地位を承継した年月日
	二 指定講習機関の地位を承継された者の名称及び住所並びに代表者の氏名
	三 指定講習機関の地位を承継した者の名称及び住所並びに代表者の氏名
	四 指定講習機関の地位を承継した者が定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地

第九条の二十一の規定により指定を取り消し、又は定期講習事業の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 指定講習機関の名称及び住所
	二 指定講習機関の名称及び住所

2 指定講習機関は、定期講習を実施する日時、場所その他定期講習の実施に関する事項をあらかじめ公示しなければならない。

第九条の二十四 第九条の九から前条までに定めるもののほか、定期講習について必要な事項は、経済産業大臣が定める。

(学科試験の科目の範囲)

第十条 令第八条第二項の経済産業省令で定める第一種電気工事士試験の学科試験の科目の範囲は、次の表のとおりとする。

科目	範囲
電気に関する基礎理論	一 電流、電圧、電力及び電気抵抗 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎概念 四 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	一 配電方式 二 電線路 三 配線
電気応用	照明、電熱及び電動機応用
電気機器、蓄電池、配線器具、電気工 用の材料及び工具並びに受電設備	一 電気機器、蓄電池及び配線器具の構造、性能及び用途 二 電気工用の材料の材質及び用途 三 電気工用の工具の用途 四 受電設備の設計、維持及び運用
電気工事の施工方法	一 配線工事の方法 二 電気機器、蓄電池及び配線器具の設置工事の方法

<p>自家用電気工作物の検査方法</p>	<p>四 一点検の方法 三 導通試験の方法 二 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 一 接地抵抗測定の方法 五 継電器試験の方法 六 温度上昇試験の方法 七 試験用器具の性能及び使用方法</p>
<p>配線図 発電施設、送電施設及び変電施設の基礎的な構造及び特性 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安に関する法令</p>	<p>配線図の表示事項及び表示方法 一 法、令及びこの省令 二 電気事業法、電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号） 三 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）、電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百二十七号）及び電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第三百三号） 四 電気用品安全法、電気用品安全法施行令、電気用品安全法施行規則及び電気用品の技術上の基準を定める省令</p>
<p>2 令第八条第二項の経済産業省令で定める第二種電気工事士試験の学科試験の科目の範囲は、第三条の表（実習の項を除く。）の中欄に掲げるとおりとする。 （学科試験を免除する学校の課程） 第十一条 令第九条第二項第一号の経済産業省令で定める電気工学の課程は、電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図を含むものに限る。）及び電気法規とする。 （技能試験） 第十二条 令第十条の技能試験は、次の表の上欄に掲げる電気工事士試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の全部又は一部について行うものとする。</p>	<p>事項 一 電線の接続 二 配線工事 三 電気機器、蓄電池及び配線器具の設置 四 電気機器、蓄電池、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 八 自家用電気工作物の検査 九 自家用電気工作物の操作及び故障箇所の修理</p>
<p>試験の種類 第一種電気工事士試験</p>	<p>事項 一 電線の接続 二 配線工事 三 電気機器、蓄電池及び配線器具の設置 四 電気機器、蓄電池、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 八 自家用電気工作物の検査 九 自家用電気工作物の操作及び故障箇所の修理</p>
<p>第二種電気工事士試験</p>	<p>事項 一 電線の接続 二 配線工事 三 電気機器及び配線器具の設置 四 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 八 一般用電気工作物等の検査 九 一般用電気工作物等の故障箇所の修理</p>

（指定の申請）

第十三条 法第七条第二項の規定により申請をしようとする者は、様式第六の指定試験機関指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 四 次の事項を記載した書類

イ 役員の氏名及び履歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ 事務所の所在地

ハ 試験事務の実施の方法に関する計画

ニ 試験員の選任に関する事項

ホ 試験事務以外の業務を行つてゐる場合は、その業務の種類及び概要

(事務所の変更)

第十三条の二 指定試験機関は、事務所の所在地を変更しようとするときは、様式第七の事務所変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第十三条の三 法第七条の四第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の名称及びその事務所が試験事務を行う区域

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 試験の実施の方法に関する事項

五 合格通知書の発行に関する事項

六 試験員の選任及び解任に関する事項

七 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

八 試験事務に関する書類の保存に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、試験事務に関し必要な事項

2 指定試験機関は、法第七条の四第一項の規定により試験事務規程の設定の認可を受けようとするときは、様式第八の試験事務規程設定認可申請書に試験事務規程の案を添えて提出しなければならない。

3 指定試験機関は、法第七条の四第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第九の試験事務規程変更認可申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(試験事務の休廃止)

第十三条の四 指定試験機関は、法第七条の五の許可を受けようとするときは、様式第十の試験事務休止(廃止)許可申請書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(事業計画等)

第十三条の五 指定試験機関は、法第七条の六第一項の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十一の事業計画及び収支予算書を添えて提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第七条の六第一項の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第十二の事業計画(収支予算)変更認可申請書に変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第十三条の六 指定試験機関は、法第七条の七の認可を受けようとするときは、様式第十三の役員を選任又は解任認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(試験員の要件)

第十三条の七 法第七条の九第二項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 第一種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務(第三号の事務を除く。)を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ 学校教育法による専修学校の専門課程において電気工学に関する学科を担当する教員の職にあり、又はあつた者

ハ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

ニ 電気工作物検査官の職にあり、又はあつた者

ホ 第一種電気工事士であつて、電気工事に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの

ヘ 電気事業法第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状又は同項第二号の第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの

ト 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において電気工学に関する学科を修めて卒業し(当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)、かつ、電気技術に関する業務に十年以上従事した経験を有する者
 チ イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

二 第二種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務（次号の事務を除く。）を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ 学校教育法による専修学校の専門課程において電気工学に関する学科を担当する教員の職にあり、又はあつた者

ハ 教育職員免許法による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

ニ 電気工作物検査官の職にあり、又はあつた者

ヘ 電気事業法第四十四条第一号の第一種電気主任技術者免状又は同項第二号の第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの

ト 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において電気工学に関する学科を修めて卒業し（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、電気技術に関する業務に十年以上従事した経験を有する者

チ イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務のうち、技能試験に係る技能の判定に関する事務を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 第一号イからニまでに掲げる者

ロ 第一種電気工事士である者

ハ 第二種電気工事士であつて、電気工事に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの

ニ 電気事業法第四十四条第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状又は同項第三号の第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気技術に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの

ホ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校又は旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において電気工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、電気技術に関する業務に五年以上従事した経験を有する者

ヘ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十八条による職業訓練指導員免許（免許職種が電気工事科であるものに限る。）を受けている者（平成五年三月三十一日までに免許職種が電気科の職業訓練指導員免許を受けている者及び同法附則第六条第一項の規定により職業訓練指導員免許を受けたとみなされた者（免許職種が電工であるものに限る。）を含む。）

ト イからヘまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（試験員の選任又は変更の届出）
第十三条の八 指定試験機関は、法第七条の九第三項の規定により試験員を選任したとき又は試験員に変更があつたときは、遅滞なく、様式第十四の試験員の選任（変更）届出書に選任又は変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（試験結果の報告）

第十三条の九 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、様式第十五の試験結果報告書に合格者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第十三条の十 法第七条の十一第二項の証明書は、様式第十六によるものとする。

（帳簿）

第十三条の十一 法第七条の十四第一項の経済産業省令で定める事項は、合格者に係る試験年月日、試験地、受験番号、氏名、生年月日及び住所とする。

2 法第七条の十四第一項の帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第十三条の十一の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第七条の十四第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ等）

第十三条の十二 指定試験機関は、法第七条の十七第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと

二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと

三 その他経済産業大臣が必要と認める事項

（書類の提出）

第十四条 この省令の規定により経済産業大臣に提出する書類は、正副二通とする。

(条例等に係る適用除外)

第十五条 第七条から第九条までの規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則

1 この省令は、昭和三十五年十月一日から施行する。
2 電気工事士法及び電気工業業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第六条の通商産業省令で定める電気に関する工事は、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事とする。

3 改正法附則第六条の講習は、第十条第一項の表に掲げる科目及びその範囲について行うものとする。

4 改正法附則第六条の通商産業大臣の指定する者については、第九条の十の規定を準用する。

附 則（昭和三十七年四月一日通商産業省令第四一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年八月一四日通商産業省令第八六号） 抄

1 この省令は、電気用品取締法の施行の日（昭和三十七年八月十五日）から施行する。

附 則（昭和三十七年一〇月一日通商産業省令第一一三三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年一二月一日通商産業省令第一二二八号）

この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一五日通商産業省令第五一〇号） 抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一五日通商産業省令第六一〇号） 抄

1 この省令は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四五年一〇月三〇日通商産業省令第一〇三三号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（昭和四十五年十一月二十一日）から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二六日通商産業省令第八五号）

1 この省令は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

2 昭和五十九年十一月三十日において電気工事士試験に合格している者に係る電気工事士免状の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年九月一日通商産業省令第四一〇号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

(施行期日)

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年一二月一日通商産業省令第一〇一〇号）

1 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の電気工事士法施行規則の様式及び電気工業業務の適正化に関する法律施行規則の様式に基づく用紙については、平成八年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月九日通商産業省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定及び第十条第一項の表の改正規定は、平成九年六月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号） 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日通商産業省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三〇日通商産業省令第五六号）

- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十二年一月三十一日通商産業省令第三二二号)
- この省令は、平成十二年一月六日から施行する。
- 附 則 (平成十三年三月二日経済産業省令第二七号)
- この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十三年五月二日経済産業省令第一五九号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にこの省令による改正前の第四条の三第一項の規定により公示された第四条の二第一項及び第二項の講習については、改正後の第四条の二第一項及び第二項の講習とみなす。
- 附 則 (平成十五年三月三十一日経済産業省令第四二二号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十五年六月二五日経済産業省令第七七号)
- この省令は、平成十五年七月一日から施行する。
- 附 則 (平成十六年三月二九日経済産業省令第四五号)
- (施行期日) 抄
- 第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十七年三月四日経済産業省令第一四号)
- この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
- 附 則 (平成十七年三月三十一日経済産業省令第二二二号)
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十八年三月一七日経済産業省令第一一七号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十年二月一日経済産業省令第八二二号)
- この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。
- 附 則 (平成二十年二月三日経済産業省令第八六号)
- (施行期日)
- 1 この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。
- (助教教授の在職に関する経過措置)
- 2 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)における助教教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
- 附 則 (平成二十四年五月三十一日経済産業省令第四二二号) 抄
- (施行期日)
- 第一条 この省令は、平成二十四年六月十五日から施行する。
- (経過措置)
- 第三条 この省令の規定による改正後の電気工事士法施行規則の規定により、法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者が行う同条の自家用電気工作物の保安に関する講習は、平成二十五年四月一日から行うものとする。
- (検討)
- 第四条 経済産業大臣は、この省令の施行後おおむね五年以内に、この省令による改正後の電気工事士法施行規則第九条の十から第九条の二十三までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときには、必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則 (平成二十八年三月二一日経済産業省令第一八号)
- (施行期日)
- 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- (罰則に関する経過措置)
- 第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第二条第一項に規定する一般用電気工作物及び同条第二項に規定する自家用電気工作物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成二十九年七月一三日経済産業省令第五三三号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第四四号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月二日経済産業省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年二月三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年二月一〇日経済産業省令第三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月一〇日経済産業省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三〇日経済産業省令第二一号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状並びに特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の様式については、この省令による改正後の規則様式第三及び様式第三の二並びに様式第五の五及び様式第五の六にかかわらず、令和五年三月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の規則様式第三若しくは様式第三の二により交付若しくは再交付されている電気工事士免状又はこの省令による改正前の規則様式第五の五若しくは様式第五の六により交付若しくは再交付されている特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

附則（令和四年三月三十一日経済産業省令第三三三号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年一月三〇日経済産業省令第八八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百六十二号）の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

附則（令和四年二月一四日経済産業省令第九六号）

（施行期日）

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

附則（令和四年二月一四日経済産業省令第九八号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年七月五日経済産業省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月二八日経済産業省令第六三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1 (第3条の2関係) (平16経産令45・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

第二種電気工事士養成施設指定申請書					
					年 月 日
経済産業大臣 殿					
設置者 住所					
氏名又は名称					
法人にあつては代表者の氏名					
電気工事士法施行規則第3条の2第1項の規定により第二種電気工事士養成施設の指定を受けたいので次のとおり申請します。					
1. 養成施設					
所在地					
名称					
長の氏名					
2. 養成期間、昼夜間の別等					
養成期間	昼夜間の別	生徒の定員	入学資格		
3. 科目、時間数等					
科 目	時 間 数				試 験
	第1学期	第2学期	第3学期	計	
合 計					
4. 教 員					
氏 名	担 当 科 目	専任・兼任の別	経 歴 等		
5. 養成課程の実施方法					
1の教室において同時に学科を受講する生徒数	実習における教員1人当たりの生徒数	1週間当たりの時間数			
		学 科	実 習		

実習を行う場所、方法等			
6. 建 物			
区 分	所有・借用の別	面 積	定 員
7. 養成において使用する電気工事用の工具及び測定器具の保有状況			
種 類	所有・借用の別	数 量	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 養成施設の名称は、学校名に当該課程名を付記したものを記載すること。
- 3 「養成期間」の欄には入学及び修了の時期も記載すること。
- 4 科目、時間数等の記載にあたって、実習についてはその内容に応じ適宜区分して記載すること。
 なお、「試験」の欄には、試験の実施予定回数、実施予定時期を具体的に記載すること。
- 5 教員の項中「経歴等」の欄には、担当科目についての経歴等を記載すること。
- 6 建物の項中「区分」の欄には、教室又は実習室等の区分を記載すること。
- 7 養成において使用する電気工事用工具及び測定器具の保有状況の項中「種類」の欄には、寸法、型式等の別ごとに記載すること。

様式第1の2（第3条の3関係）（平16経産令45・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

第二種電気工事士養成施設変更届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
設置者 住所	
氏名又は名称	
法人にあつては代表者の氏名	
電気工事士法施行規則第3条の3第1項の規定により 年 月 日付け第 号で指定を受けた養成施設について、次のとおり変更しますので届け出ま す。	
養成施設の所在地 名 称	
変 更 の 内 容	
変 更 予 定 年 月 日	

（備考）

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1の3（第3条の3関係）（平16経産令45・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

<p>第二種電気工事士養成施設廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>経済産業大臣 殿</p>	
設置者	住所
氏名又は名称	
法人にあつては代表者の氏名	
<p>電気工事士法施行規則第3条の3第2項の規定により 年 月 日付け第 号で指定を受けた養成施設を廃止したので、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>養成施設の所在地</p> <p style="text-align: center;">名 称</p>	
<p>1. 養成施設を廃止した年月日</p> <p>2. 養成施設を廃止した理由</p>	

（備考）

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第1の4 (第5条関係) (昭63通産令41・全改、平7通産令101・平11通産令60・平15経産令42・一部改正、平16経産令45・旧様式第1線下、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

第3項第2号 電気工事士法第4条の認定申請書 第4項第3号 年 月 日		
都道府県知事殿		
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生		
第3項第2号 電気工事士法第4条の規定により認定を受けたいので、次 第4項第3号 のとおり申請します。		
申請に係る電気工事士免状の種類		
◎電気工事に関する資格	電気工事等に関して合格した試験、検定、免許、免状又は認定	試験、検定、免許、免状又は認定の種類
		資格取得年月日
		年 月 日
	電気工事士法施行規則第2条の4第1項に規定する電気に関する工事の経験年数	年
	電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務の経験年数	年
	屋内配線又は屋側配線業務の経験年数	年
	修了した講習	名 称
		修了年月日
		年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄の記載事項については、記載した事項を証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

様式第1の5（第5条の2関係）（昭63通産令41・追加、平7通産令101・平11通産令50・平12通産令312・平15経産令42・一部改正、平16経産令45・旧様式第1の2線下、平17経産令21・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

申請に係る認定証の種類			
◎電気工事に関する資格	電気工事に関して合格した試験	試験の種類	
		資格取得年月日	年 月 日
	電気工事士又は電気主任技術者の免状	免状の種類	
		資格取得年月日	年 月 日
	修了した講習	講習の種類	
		修了年月日	年 月 日
	電気工事士法施行規則第4条の2第1項の表の下欄に掲げる電気工事の種類及びその経験年数	ネオンに関する工事 非常用予備発電装置に関する工事	年
電気工事士法施行規則第2条の4第1項に規定する電気に関する工事の経験年数		年	
電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務の経験年数		年	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ◎印欄の記載事項については、記載した事項を証明する書類を添付すること。
- ※印欄には、記入しないこと。

- 4 特種電気工事資格者の認定申請書の場合には、申請に係る認定証の種類
の欄に特殊電気工事の種類も併せて記載すること。

様式第2(第6条関係)

電気工事士免状交付申請書	
年 月 日	
都道府県知事殿	
申請者 住 所 _____ (フリガナ)	
氏 名 _____	
生年月日 _____ 年 月 日生	
電気工事士法第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
◎電気工事士免状を受ける資格	1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する 2 第二種電気工事士試験合格 3 養成施設修了 4 認定
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 この申請書には、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときは住民票の写し等(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。)及び写真(この申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。)を添付すること。

様式第3の2(第7条関係)
表面

第二種電気工事士免状

都道府県名 第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

都道府県知事 印

写真 (30mm x 40mm)

85.6mm (width), 54mm (height)

裏面

記 事	
-----	--

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。
- 2 免状を汚し、損じ、又は失つたときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

様式第4(第8条関係)

電気工事士免状再交付申請書	
年 月 日	
都道府県知事殿	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____	
生年月日 _____ 年 月 日生	
電気工事士法施行令第4条第1項の規定により電気工事士免状の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
免 状 の 種 類	
免 状 の 交 付 番 号	
免 状 の 交 付 年 月 日	年 月 日
◎再交付を受ける理由	1 免状を汚した。
	2 免状を損じた。
	3 免状を失った。
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。
- 5 この申請書には、写真(この申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。)を添付すること。
- 6 失った免状を発見したときは、返納すること。

様式第5(第9条関係)

電気工事士免状書換え申請書	
年 月 日	
都道府県知事殿	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____	
生年月日 _____ 年 月 日生	
電気工事士法施行令第5条の規定により、電気工事士免状の書換えを次のとおり申請します。	
免 状 の 種 類	
免 状 の 交 付 番 号	
免 状 の 交 付 年 月 日	年 月 日
◎ 書 換 え 事 項	新
	旧
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書には、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、書換えの理由を証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

様式第5の2(第9条の2関係)

特種電気工事資格者 認定電気工事従事者 認定証交付申請書	
年 月 日	
産業保安監督部長 殿	
申請者 住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生	
電気工事士法第4条の2第1項の規定により特種電気工事資格者 認定電気工事従事者 認定証の交付を受けたい	
ので、次のとおり申請します。	
◎特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を受ける資格	1 電気工事士免状の交付を受け、実務経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習を終了した 2 経済産業大臣が定めるネオン工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格した 3 電気工事士免状の交付を受け、実務経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習を修了した 4 経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習の課程を修了し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格した 5 第一種電気工事士試験に合格した 6 第二種電気工事士免状の交付を受け、かつ、実務経験を有し又は講習を修了した 7 電気主任技術者免状の交付を受け又は旧電気事業主任技術者の資格を有し、かつ、実務経験を有し又は講習を修了した 8 上記5から7までの者と同等以上の知識及び技能を有すると認定された
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 この申請書には、産業保安監督部長が住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、住民票の写し等(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。)及び写真(この申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。)を添付すること。

様式第5の3(第9条の4関係)

特種電気工事資格者 認定電気工事従事者 認定証再交付申請書	
年 月 日	
産業保安監督部長殿	
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生	
電気工事士法施行規則第9条の4の規定により特種電気工事資格者 認定電気工事従事者 認定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
認定証の種類	
交付番号	
交付年月日	年 月 日
◎再交付を受ける理由	1 認定証を汚した。
	2 認定証を損じた。
	3 認定証を失った。
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 汚し、又は損じた認定証は、この申請書に添えて返納すること。
- 5 この申請書には、写真(この申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。)を添付すること。
- 6 失った認定証を発見したときは、返納すること。
- 7 特種電気工事資格者認定証再交付申請書の場合には、認定証の種類欄には、特殊電気工事の種類も併せて記載すること。

様式第5の4(第9条の5関係)

特種電気工事資格者 認定電気工事従事者		認定証書換え申請書	
		年 月 日	
産業保安監督部長殿			
		申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生	
電気工事士法施行規則第9条の5の規定により		特種電気工事資格者 認定電気工事従事者	
認定証の書換えを 次のとおり申請します。			
認定証の種類			
認定証の交付番号			
認定証の交付年月日	年 月 日		
◎ 書換え事項	新		
	旧		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書には、産業保安監督部長が住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、書換えの理由を証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 特種電気工事資格者認定証書換え申請書の場合には、認定証の種類欄には、特殊電気工事の種類も併せて記載すること。

様式第5の5（第9条の7関係）

表面

特種電気工事資格者認定証

産業保安監督部名 第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

特殊電気工事の種類

産業保安監督部長

写真

30mm

40mm

85.6mm

54mm

裏面

記 事	
-----	--

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この認定証を携帯すること。
- 2 認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、この認定証を交付した産業保安監督部長に再交付を申請できる。
- 3 氏名を変更した場合には、この認定証を交付した産業保安監督部長に申請し、書き換えてもらうこと。

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には認定証作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

様式第5の6(第9条の7関係)
表面

認定電気工事従事者認定証

産業保安監督部名 第 号

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

産業保安監督部長 印

写真

30mm

40mm

85.6mm

54mm

裏面

記 事

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この認定証を携帯すること。
- 2 認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、この認定証を交付した産業保安監督部長に再交付を申請できる。
- 3 氏名を変更した場合には、この認定証を交付した産業保安監督部長に申請し、書き換えてもらうこと。

備考 白色のプラスチック板を用い、裏面には認定証作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。

様式第5の7（第9条の10関係）（平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定講習機関指定申請書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
電気工事士法施行規則第9条の10の規定により次のとおり電気工事士法第4条の3の指定を受けたいので、申請します。	
定期講習業務を開始しようとする年月日	
（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。	

様式第5の8（第9条の12関係）（平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

指定講習機関変更等届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
電気工事士法施行規則第9条の12の規定により指定を受けた講習機関について、次のとおり変更しますので届け出ます。	
1. 指定講習機関の名称	
2. 指定を受けた日及び番号	
3. 変更の内容	
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
4. 変更の年月日	
5. 変更の理由	

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5の9（第9条の13関係）（平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

<p>指定講習機関更新申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名称及び代表者の氏名</p> <p>電気工事士法施行規則第9条の13第1項の規定により指定の更新を受けた いので、次のとおり申請します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 指定講習機関の名称2. 指定を受けた日及び番号
--

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5の10(第9条の14)(平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

指定講習機関事業承継届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
指定講習機関の地位を承継したので、電気工事士法施行規則第9条の14第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
承継の原因	
承継を受けた年月日	
承継した指定講習機関に係る指定年月日及び番号	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5の11(第9条の16) (平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

<p>定期講習業務規程届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名称及び代表者の氏名</p> <p>別紙のとおり定期講習業務規程を定めたので、電気工事士法施行規則第9条の16第1項の規定により届け出ます。</p>
--

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5の12(第9条の16) (平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

定期講習業務規程変更届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
定期講習業務規程を次のとおり変更したいので、電気工事士法規則第9条の16第1項の規定により届け出ます。	
1. 指定講習機関の名称	
2. 指定を受けた日及び番号	
3. 変更の内容	
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
4. 変更の年月日	
5. 変更の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5の13 (第9条の17) (平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

指定講習機関業務廃止届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
指定事業を廃止したいので、電気工事士法施行規則第9条の17の規定により次のとおり届け出ます。	
廃止予定年月日	
指定講習機関の指定年月日及び番号	
指定事業を廃止する理由 (廃止予定年月日がその年度の末日以外の場合は、その理由)	
廃止に伴い講じる措置	
廃止後の問合せ先	
(備考)	
1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	
2 「廃止に伴い講じる措置」の欄には、廃止の事実の周知方法、廃止予定年月日において受講を修了していない者に講じる措置等を記載すること。	

様式第5の14 (第9条の18) (平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

定期講習実施計画届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住 所 名称及び代表者の氏名	
別紙のとおり定期講習の実施計画を作成したので、電気工事士法施行規則第9条の18第1項の規定により届け出ます。	
作成した実施計画の年度	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5の15(第9条の19)(平24経産令42・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

<p>定期講習実施結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名称及び代表者の氏名</p> <p>別紙のとおり定期講習業務を実施したので、電気工事士法施行規則第9条の19第1項の規定により報告します。</p>

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第13条関係) (昭59通産令85・全改、平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17
・令2経産令92・一部改正)

指定試験機関指定申請書	
年 月 日	
殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
電気工事士法第7条第2項の規定により次のとおり同条第1項の指定を 受けたいので申請します。	
試験事務を開始しようとする年月日	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第7 (第13条の2関係) (昭59通産令85・追加、平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17・一部改正)

事務所変更届出書	
年 月 日	
殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
次のとおり事務所の変更をしたいので、電気工事士法施行規則第13条の2の規定により届け出ます。	
変更の内容	
変更の年月日	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第 8 (第13条の 3 関係) (昭59通産令85・追加、平 7 通産令101・平11通産令60・令元経産
令17・一部改正)

試験事務規程設定認可申請書	
	年 月 日
殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
電気工事士法第 7 条の 4 第 1 項の規定により別紙試験事務規程のとおり 試験事務規程の設定の認可を受けたいので申請します。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。	

様式第9 (第13条の3関係) (昭59通産令85・追加、平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17・一部改正)

試験事務規程変更認可申請書	
年 月 日	
殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
電気工事士法第7条の4第1項の規定により次のとおり試験事務規程の変更の認可を受けたいので申請します。	
変 更 の 内 容	
変 更 予 定 年 月 日	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第10（第13条の4関係）（昭59通産令85・追加、平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17・一部改正）

試験事務休止（廃止）許可申請書	
年 月 日	
殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
電気工事士法第17条の5の規定により次のとおり試験事務の一部（全部）の休止（廃止）の許可を受けたいので申請します。	
休止の予定年月日及び予定期間 （廃止の予定年月日）	
休止（廃止）しようとする試験事務の内容	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第11（第13条の5関係）（昭59通産令85・追加、平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17・一部改正）

事業計画及び収支予算認可申請書		
	年	月 日
殿		
	住 所	
	名称及び代表者の氏名	
電気工事士法第7条の6第1項の規定により別紙のとおり事業計画及び 収支予算の認可を受けたいので申請します。		
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。		

様式第12（第13条の5関係）（昭59通産令85・追加、平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17・一部改正）

事業計画（収支予算）変更認可申請書	
年 月 日	
殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
電気工事士法第7条の6第1項の規定により次のとおり事業計画（収支予算）の変更の認可を受けたいので申請します。	
変 更 の 内 容	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第13（第13条の6関係）（昭59通産令85・追加、平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17・一部改正）

役員の選任又は解任認可申請書	
年 月 日	
殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
電気工事士法第7条の7の規定により次のとおり役員の選任（解任）の認可を受けたいので申請します。	
選任（解任）しようとする役員の氏名及び略歴	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第14（第13条の8関係）（昭59通産令85・追加、昭63通産令41・平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17・一部改正）

<p>第 種電気工事士試験に係る試験員の選任（変更）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">名称及び代表者の氏名</p> <p>次のとおり第 種電気工事士試験に係る試験員の選任をした（第 種電気工事士試験に係る試験員に変更があった）ので、電気工事士法第7条の9第3項の規定により届け出ます。</p>	
<p>選任した(変更があった) 第 種電気工事士試験に 係る試験員の氏名及び略 歴</p>	
<p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。</p>	

様式第15（第13条の9関係）（昭59通産令85・追加、昭63通産令41・平7通産令101・平11通産令50・令元経産令17・一部改正）

第 種 試 験 結 果 報 告 書	
年 月 日	
殿	
住 所	
名称及び代表者の氏名	
電気工事士法施行規則第13条の9の規定により次のとおり報告します。	
実施年月日	
申請者数	
受験者数	
合格者数	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第16 (第13条の10関係) (昭59通産令85・追加、平12通産令312・令元経産令17・一部改正)

表 面

電気工事士法第7条の11の規定による立入検査証	
写	職 名
真	氏 名
○	押 出 ス タ ン プ
	年 月 日生
	年 月 日発行
	発行者 印

裏 面

電 気 工 事 士 法 抜 す い

第7条の11 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第14条の2 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

二 第7条の11第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考 この用紙の大きさは日本産業規格B8とすること。